

☐ 変更届(口座・氏名・住所・保険・その他)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

□ 消滅届の場合：【1】「請求者」、【4】「事由発生年月日」、「消滅及び減額の理由」及び「提出者」の欄を記入してください。

□ 口座変更届の場合：【1】「請求者」、【2】「支払希望金融機関」及び「提出者」の欄を記入してください。

1. 【1】「請求者」の欄

①「現住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。

2. 「配偶者」の欄

「配偶者(有・無)」の欄を「有」と選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様な事情の者を含みます。

3. 「児童」の欄

①「児童」の欄は、次によって記入してください。

(a) 児童の兄弟欄には、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。

児童欄には、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。

(b) 増額請求または減額の届出の場合には、請求者が養育する児童に異動があり、その結果、児童手当の額が改定となる場合に、その原因となる児童について、記入してください。

② 児童が海外に留学している場合は、「同居・別居・海外留学の別」の欄の海外留学を○で囲み、いつから留学しているか(出国した年月)を()内に記入してください。

③「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

(a)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、その子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。

(b)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。

④ 減額の届出の場合には、「監護」、「生計関係」の欄は記入する必要はありません。

4. 【3】「請求者の加入している年金」の欄

「加入している年金の種別」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、「ア」から「キ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ア」を○で囲んだ場合で、共済組合の組合員である場合は、()内に○を記入してください。また、「イ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。

5. 【4】「認定及び増額の理由」、「消滅及び減額の理由」、「事由発生年月日」の欄

①「認定及び増額の理由」の欄は、「ア」から「オ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「オ」を囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。

②「消滅及び減額の理由」の欄は、「ア」から「キ」のいずれかに該当するものを○で囲み、「キ」を囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。

③「事由発生年月日」の欄は、「認定及び増額請求の理由」の欄、又は「消滅及び減額の理由」の欄の事由が発生した年月日を記入してください。

6. 【5】「請求者の所得の状況」の欄

請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得について、分離課税された譲渡所得がある場合は「有」を、ない場合は「無」を○で囲んでください。

添付書類 次の添付書類を添えて提出してください。※なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携も含みます。)によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

- ①「支払希望金融機関の口座情報がわかる書類(キャッシュカードまたは通帳の写し)」
- ② 児童が他の市区町村に住所を有する場合は、その児童の「住民票の写し又は住民記載事項証明書(本籍地、筆頭者、続柄の表示あり)」※
- ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、「別居監護申立書」
- ④ 児童が請求者自身の子でない場合は、「生計維持申立書」
- ⑤ 児童が海外に留学している場合は、「海外留学に関する申立書」及び留学先の学校における「在学証明書」等※4
- ⑥ 請求者が未成年後見人である場合は、「児童の戸籍抄本」

- ⑦ 請求者が父母指定者である場合は、「父母指定者届受領証」
- ⑧ 請求者が児童と同居しているが、配偶者と別居し、離婚協議中である場合は、「同居優先に関する申立書」及び「離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本」、「調停期日呼出状の写し」、「家庭裁判所における事件係属証明書」、「調停不成立証明書」のいずれか
- ⑨ 請求者又は配偶者が本年1月1日に他の市区町村に住所を有していた場合は、他市区町村に住所を有していた方の「所得証明書(児童手当用)」※
- ⑩ 請求者の加入している年金が、厚生年金等である場合は、「年金加入証明書」又は「健康保険証の写し」※
- ⑪ 児童の兄弟等について監護相当にあり、生計費の負担を行っている場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」